

# 媒体検証ガイドライン

## 第1章 総則

### 1. 検証の目的

このガイドラインは、小売事業者等が発行、掲載または掲出する宣伝販促媒体物等の表示（以下「広告表示」という）を検証することにより、その表示信頼性を高めること並びに小売事業者等のステークホルダーに対する信頼性を高めることを目的とする。そして、以下の条項に基づいて、表示上の不備や不適正を指摘し、表示内容の適正化に対する助言等を行うにあたっての指針とする。

### 2. 検証の方針

広告表示の検証は、次の視点を考慮して方針を定めるものとする。

表示内容の検証にあたり、各種法令を根拠とした視点とともに、消費者に誤認を与える要因になる表示、商品の安全性の再確認を要する表示、法律の範囲を超えた社会的責任を問われる表示などを消費者視点から検証するものである。なお、本ガイドラインは、行政の消費者保護政策等の進捗を鑑み、今後適時適切に見直しのための検討を行っていくこととする。

### 3. 適用対象となる広告表示

本ガイドラインは、小売事業者等が発行、掲載または掲出する一般消費者を対象とした次の各号に掲げる広告表示について適用する。

- 1) 商品、容器または包装による広告その他の表示並びにこれらに添付した取扱説明書、保証書等による表示。
- 2) カタログ、パンフレット、チラシ、見本その他これらに類するものによる広告。
- 3) ポスター、ステッカー、看板その他これらに類するものによる広告。
- 4) インターネットその他これらに類する通信媒体によるもの及び口頭による広告。
- 5) 新聞、雑誌その他の出版物、放送（音声、画像、有線によるものを含む）、映画及びこれらに類するものによる広告。
- 6) その他の宣伝販促媒体物による広告。

### 4. 検証の責任範囲

本件検証は、検証業務委託者（以下「委託者」という）や関係する個人・団体から独立した組織として助言するものであり、委託者の権利を何ら制約するものではなく、かつ、委託者が行う取引その他の事業行為を不当に制限するものではない。従って、委託者による第三者からの損害賠償等の補償に応ずるものではない。

## 第2章 検証機関と検証人

### 5. 検証機関としての原則

JTDNA は、検証機関として次の原則に基づいて検証を実施するものとする。

- 1) 検証機関としての公正不偏を堅持するため、外部有識者等の意見を取り入れチェック機能確立する。
- 2) 検証機関及び検証人としての公平な態度を保持するために、検証結果の表明に対して影響を受ける可能性のある指摘事項について小売事業者等の取引先との特定の利害関係を有してはならないものとする。
- 3) 検証を終了した後、検証開始から検証報告終了まで、すべての検証プロセスを本ガイドラインに基づいて適正に実施されていたことを確認可能とする。

### 6. 検証機関としての要件

JTDNA は、検証機関として次の要件を満たしていなければならない。

- 1) 検証を遂行するのに必要な能力を有する十分な数の人員を有していること。
- 2) 検証を遂行するのに必要な専門知識と能力を有する人材を確保していること。または必要時に確保できる経路を確立していること。
- 3) 検証の実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、自由に結論を表明する立場を堅持できる体制を有していること。
- 4) 検証の実施にあたり、検証の管理体制を定めるものとする。なお、管理体制は下記事項を考慮して定める。

- ・ 運営組織の編成と責任体制
- ・ 文書・記録の管理
- ・ 検証業務の要員確保
- ・ 検証人資格要件／認定基準
- ・ 検証人の能力維持と向上
- ・ その他の管理事項

### 7. 検証人の要件

検証人は、JTDNA 正会員であり、次のスキルを有するテクニカルデザイナー及びPLアドバイザーとする。

- 1) JTDNA の主旨である製造物等の欠陥事故を防止する専門知識および取扱説明書の消費者視点による改善などを通して習得したスキル。

- 2) 各種法令および行政の指導ガイドラインなどを、各々の専門分野で習得した知識。
- 3) その他の専門的知識やスキル

### 第3章 検証基準

#### 8. 検証の方法（プロセス）

検証の実務については、次のとおり媒体毎に実施するものとする。なお、第3条に掲げる広告表示の検証は以下に準ずるものとする。

- 1) カタログ、チラシ等印刷媒体検証？ 検証申込書を添付した被検証用印刷物（以下「印刷物」という）を製本前の余白のある状態で、紙サイズはA3にて受け付ける。
- 2) 検証依頼は、対象媒体を当協会事務局宛など、予め指定した場所に送り込む方法と、検証人が依頼者の事務所などに出向く場合がある。
- 3) 具体的には双方にとって無駄の無い効率的な方法を事前協議の上、取り決める。
- 4) 事務局は、検証作業を受託正会員に業務委託する。
- 5) 受託正会員は、所定の検証スキルを有する正会員の中から検証人を募り検証作業を委任する。
- 6) 検証人が検証を行い、印刷物への書き込み箇所に署名する。
- 7) 受託正会員は、その内容を検証報告書として取りまとめ、所定の書式にて事務局に期日までに提出する。
- 8) 事務局は、検証報告書の内容を点検し不備がある場合、それを改善させる。事務局は、改善を確認後、検証報告書を理事長に提出し理事長印を取り付ける。
- 9) 事務局は、代金の回収を確認し納品書を発行する。印刷物に検証印を捺印後、そのA4白黒コピーを一部作成するとともに、検証報告書をコピーし添付、ファイリングする。（※印刷物保管期間は1年間とし、それ以降は検証報告書のみ併せて5年間保管する。）
- 10) すべての作業終了後、検証済印刷物と検証報告書を事務局より委託者に所定期間内に発送する。

#### 9. 検証基準

JTDNAでは、安全性、法規適合性、および消費者視点での公正性について、以下に定める検証基準に基づき商品の広告表示を確認するものとする。

##### (1) 法令等の順守

法令や業界ガイドライン等の基準を順守した正しい表示であるかを確認する。次に法令等を挙げるので参考にされたい。

- ・ 製造物責任法（PL法）・ 家庭用品品質表示法 ・ 消費生活用製品安全法
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

- ・ 特定商取引に関する法律（特定商取引法）
- ・ 食品衛生法
- ・ 健康増進法
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
- ・ 業界ガイドライン
- ・ 医薬品等適正広告基準
- ・ 日本民間放送連盟放送基準
- ・ テレビショッピングガイドライン（通販協会）
- ・ 日本新聞協会新聞広告掲載基準
- ・ プロバイダーの掲載基準その他

## (2) 社会的公正性の確保

過大な表示や不適切な表示がなく、社会的に公正でわかりやすい表示であることを確認する。

- ・ 表示上、製造者・販売者の表示責任の明確化を促進すること。
- ・ 特定事項の表示（優位性、最大級、二重価格、数値、公共機関等認定、中古品、証言・推奨等）につき事実存在の根拠を求める。
- ・ 安全性確保のため購入者だけではなく、使用者（子供、高齢者、病人、身体障害者、外国人など）を想定した表示を行う。
- ・ 安全性の確認のため取扱説明書や本体表示の確認を求める。
- ・ 義務づけられている表示に止まらず推奨される表示にまで気をつける。（例えばアレルギー表示など）
- ・ 公序良俗に反せず、または他人の権利を侵害しない表示であること。

## (3) 適切な情報提供

法的義務表示であるかどうかに関わらず、消費者視点で明確で分かりやすい表示であるか。確実に消費者が理解できるように情報提供をしているかどうかを確認する。

- ・ 消費者の選択の機会の確保のため、商品名や品質・素材・性能・原産国取扱方法等の商品内容を可能な限り多く表示する。
- ・ 情報開示の姿勢確保のため広告では表示しきれない情報もweb上などで積極的に提供していることが表示されている。
- ・ 可能な限り平易な言葉を使用するとともに、基本的事項（品質、価格、付帯費用、サービスの仕組み等）について正確に分かりやすく表示する。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に配慮した表示をする。（レイアウト、文字の大きさ、配色など）
- ・ 表示上、商品の素性が分かること又ははっきりさせること。
- ・ 消費者の利益となる事実のみ強調せず、不利益となる事実についても表

示（デメリット表示）すること。

- ・一般的に公知となっていない用語の説明文を表示する。

以上

内閣府認証 特定非営利活動法人

日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会

平成 20 年 3 月 31 日現在